

令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	質問内容	質問回答
1	<p>サービス計画書の変更時、物理的に接触して押印をいただくことが困難な状態に陥った時の対処法。どうしても「事後」になってしまう場合はどのように対応するのが望ましいでしょうか。</p> <p>例：「入院中」など急遽本人から「長期入院加算等」の理解を得て計画書に同意の押印必要な場合など</p>	<p>サービスの提供開始前に、利用者から同意を得る必要があります。困難なケースが生じた場合は、その都度障がい福祉課にご相談ください。</p>
2	<p>アセスメントやサービス担当者会議、モニタリングの記録についてですが、一語一句記録に残す必要はありますか？ ご利用者：話した内容を記入 相談支援〇〇：返答した内容を記入 職員〇〇：話した内容を記入 以下続けて誰が何を言ったのかまで細かく書く必要がありますか？ 要約したものを記録して残すことは可能でしょうか？</p>	<p>内容を要約したもので差し支えありません。</p>
3	<p>医療連携体制加算VIIを算定しています。個別支援計画のなかでは、健康管理の課題のところに支援内容として医療連携体制加算の具体的内容の一文をいれていましたが、個別支援計画の計画のなかで課題としてあげる必要がありますか？ 夜間支援体制に関しては個別支援計画の課題にあげていましたが、医療連携体制加算も必要であれば教えてください。</p>	<p>報酬算定上、個別支援計画への位置づけは定められていませんが、利用者の状態に応じて支援内容を記載してください。</p>
4	<p>Q1. 欠席時対応加算で連絡調整等を行った日に限り算定可能とありますが、「連絡調整を行った日」というのは、「欠席する当日」という解釈で間違いないでしょうか。</p> <p>Q2. 欠席時対応加算の連絡調整等は、欠席当日、前日、前々日に行った場合に限り算定可能とありますが、前日や前々日という解釈は、営業日だけで数えた前日、前々日でも取れるのでしょうか。(金曜日に翌週月曜日に休む連絡をもらって、事業所が土日休みの場合は算定できるのでしょうか？)</p>	<p>A1. 連絡調整を行った日に限り算定可能とありますが、加算の算定日は、連絡調整を行った日でなく、欠席日当日となります。</p> <p>A2. 休業日は除くため、金曜に月曜の欠席連絡調整を実施した場合、加算対象となります。</p>

令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	質問内容	質問回答
5	<p>欠席時対応加算は「一人の利用者につき、ひと月4回まで」という認識で正しいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	<p>①就労定着支援は月に何回支援しても1回の請求ですが、請求頻度としての最低基準等はあるのでしょうか？（例えば月に1回は必須とか、あるいはモニタリングの関係で2-3ヶ月に1回は請求を要するなど。）今まで安定されてきている方は間隔を設けて面談支援の頻度を減らすなどを行っていたため基準等があるのか確認したいです。</p> <p>②また1ヶ月の中で就労定着支援計画書の交付だけだった際には今まで算定は取っていませんでしたがその認識で正しいのでしょうか？支援共有レポートに記載する際にも支援内容として不足していると感じていたのに算定していませんでした。</p>	<p>①就労定着支援の基本報酬の最低基準は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回以上、対面又はテレビ電話等による方法での支援</li> <li>・月1回以上、利用者へ支援レポートの提供</li> <li>・月1回以上、雇用事業主に対し、職場での利用者の状況把握（努力義務）</li> </ul> <p>②①の最低基準を満たしていない場合は、報酬請求していないという認識で結構です。</p>
7	<p>身体拘束等の適正化について 令和4年度から義務化となっています！とのことですが「身体拘束適正化検討委員会の開催」、「身体拘束等の適正化のための指針の策定」、「身体拘束等の適正化のための研修の実施」の内容は「就労継続支援B型」でも必要なことですか？</p>	<p>就労継続支援B型においても対応が必要となります。</p>
8	<p>身体拘束の適正化や廃止について、就労継続支援B型の支援員は、関わる機会がほとんど無いため、適切な理解をしてもらう為には、どのような研修をすればよいのでしょうか。</p>	<p>身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、研修プログラムを作成の上、定期的実施（年1回以上）してください。</p>

令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	質問内容	質問回答
9	<p>①個別支援計画書の初回作成時、「サービス利用開始時点で作成をしておかなければならない。」との事ですが、利用前に計画案の説明を行い、同意を得る事が難しい場合があります。その際は、利用初日に計画案の説明、同意を得ているのですが、問題ないでしょうか。</p> <p>②食事提供加算の算定にあたり、「契約書や重要事項説明書などで取り決めされている場合でも算定可。」との事ですが、「どのような形で提供するのか。」「金額」の他に取り決めに必要な文言はありますか。</p>	<p>①個別支援計画について 遅くとも利用開始日当日に同意を得る必要があります。また、サービス利用開始前に同意を得られない場合は、理由を記録に残してください。</p> <p>②食事提供体制加算について 障がい福祉サービスの基準上では、特に定めはありません。</p>
10	<p>以前、他の事業所が実地指導を受けた際、連絡調整等は欠席日から営業日換算で前々日と教えていただいたようですが間違いないでしょうか。</p>	<p>厚生労働省『平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ &amp; A (VOL. 2)』問3-1をご確認ください。</p>
11	<p>現在児発管含め4人体制なのですが、私が管理者兼務で指導員1を満たさない(常勤換算0.9になる)ために加配加算をとっておりません。今後職員が増え5人体制になる予定なので加配が取れるのかなと思うのですが、例えばその職員が休みを取った場合はその日だけ加算を外すというような扱いになるのでしょうか。</p>	<p>常勤換算の考え方については厚生労働省『障害福祉サービスに係るQ &amp; A (指定基準・報酬関係) (VOL. 2)』の問6を、児童指導員等加配加算の考え方については、令和5年4月13日障がい福祉課事務連絡『障害児通所支援事業における児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の取扱いに係る留意事項について』をご確認ください。</p>

令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	質問内容	質問回答
12	<p>事業所内で研修をおこなった場合、1人事業所の報告方法があったら教えてください。</p>	<p>研修の実施内容については記録する必要があることから、実施した記録を残してください。</p>
13	<p>利用開始日にサービス等利用計画書が作成された場合は、サービス等計画書が無いまま利用日までに作成すれば良いのでしょうか？</p>	<p>個別支援計画は、サービス等利用計画を参考にさせていただいて結構ですが、サービス等利用計画書がサービス利用開始前までに入手できない場合は、サービス利用開始前に個別支援計画書を作成の上、同意を得る必要があります。 また、相談事業所にサービス等利用計画を催促する、利用開始までにサービス等利用計画の交付を受けることが難しい場合は、サービス等利用計画案の交付を受ける等の対応を取ってください。</p>
14	<p>「特定事業所加算について」の説明の中で、サービス提供終了後、サ責はヘルパーから報告を受け、その内容を文書で保存しておく必要があると説明されていますが、当事業所では訪問記録がICT化されています。その場合だとプリントアウトして保存しておく必要がありますでしょうか。</p>	<p>電磁的記録による保存でも差し支えありません。</p>